

会 議 録

会議名 (審議会等名)	令和2年度 第2回 都市計画審議会		
事務局 (担当課)	都市政策部 都市政策課		
開催期日	令和2年9月17日(木)		
開催場所	オンライン開催 (川西市役所 7階 大会議室:事務局・一部委員)		
出席者	委員 (敬称略)	〔オンライン〕 久・西井・北澤・國津・久保・小山・大矢根・松隈・井樋 〔大会議室〕 篠木・中井・吉岡・横田	
	事務局	松井・篠崎・宇野・足立・音上・楞野	
	関係人	都市政策部 奥田参事 建築指導課 小野課長・森本 市民環境部文化観光スポーツ課 人見課長	
傍聴の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可	傍聴者数	0名
傍聴不可・一部不可 の場合はその理由			
会議次第	議題 (1) 議案第1号 阪神間都市計画道路の変更について(川西市決定) (2) その他(報告事項) 清和台地区地区計画の変更について(素案の事前説明) 中央地区地区計画の変更について(素案の事前説明) 黒川地区土地利用計画の策定について(第3回事前説明)		
会議結果	(1) 議案第1号 審議経過の通り		

令和2年度 第2回川西市都市計画審議会 審議結果 (R2.9.17)

司 会	<p>本日はお忙しいところ、ウェブ開催、会場へお越しいただきました委員の皆様、誠にありがとうございます。只今から令和2年度第2回川西市都市計画審議会を開催させていただきます。あらかじめお断わりしておきますが、この会議は議事記録のため録画させていただいていることをご報告いたします。</p> <p>私は本日の司会進行を務めさせていただきます、都市政策部の篠崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>前回の第1回は書面開催、今回の第2回はオンライン開催と、初めての試みが2回続いております。事務局としましても、操作に不慣れでご迷惑をおかけすることもあるかと思いますがよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは都市政策部長の松井よりご挨拶申し上げます。</p>
事務局	<p>本日は川西市都市計画審議会につきまして、ウェブ形式で開催させていただいたところ、お忙しい中ご出席、ご参加いただきまして、画面越しではございますけれども御礼を申し上げます。また、委員の皆様におかれましては、日頃から本市のまちづくりにご支援、ご協力を賜っておりますこと、この場を借りて厚く御礼申し上げます。</p> <p>さて、本日は前回に答申いただきました、都市計画道路網の見直し案の中の1路線であります石道上野線につきましてご審議していただきますと共に、その他報告事項としまして、清和台地区及び中央地区の地区計画につきまして、変更素案の事前説明、また、黒川地区の土地利用計画の策定につきまして、前回に引き続いてのご説明をさせていただき、ご意見を頂戴したいと考えております。</p> <p>本日の開催は6月の書面開催に引き続き、初めての試みとなりますウェブ開催となっております。事務局におきましても、操作に不慣れで至らぬところもあるかと思いますが、ご容赦いただきますようよろしくお願いいたします。</p> <p>将来に渡って生き生きと暮らせるまちづくりに向けまして、委員の皆様の知見をお借りしたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
司 会	<p>それでは開会にあたりまして、久会長よりご挨拶をお願いします。</p>
議 長	<p>皆さん、こんにちは。大学の先生方はZoomに慣れていらっしゃると思いますが、今日が初めてという方もおられますし、事務局が操作に不慣れなこともありますので、ご迷惑をおかけすることがあるかもしれませんが、このような状況でございますのでご了承いただきたいと思います。</p> <p>本日も、様々なご意見を賜ればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは委員の皆さま方のご出欠につきましてご報告をさせていただきます。委員16名の内、本日ご出席いただいておりますのは、ウェブ上で9名、会場で4名の計13名でございます。したがって半数以上の出席を得ておりますので、川西市都市計画審議会条例第6条第2項の規定に基づき、本日の審議会は成立致しましたことをご報告申し上げます。</p> <p>また、本日は議題の関係人として、建築指導課と文化・観光・スポーツ課の職員が出席しております。</p>

	<p>それではこれより議事進行は久会長にお願いしたいと思います。</p>
議 長	<p>それでは次第に従いまして議事を進めていきたいと思ひます。 議案第1号、阪神間都市計画道路石道上野線の変更につきまして、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>事務局 説明 「阪神間都市計画道路の変更について（川西市決定）」</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 只今の内容につきまして、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。</p>
委 員	<p>前回の審議会では、この路線は現道が機能を果たしているのに廃止となりますが、猪名川町との協議があるので保留ということになっていました。ところが今回、猪名川町と協議をしたところ、廃止ではなく現道を改良するという結論に至ったということですか。その辺りの状況がよく分からなかったのだから、もう少し詳しく説明をお願いします。</p>
事務局	<p>今回、猪名川町との協議によって、現道に合わせた都市計画変更をするものになります。従いまして、新しく道路の改良が必要なのではなく、今ある道路に合わせた形で都市計画変更を行うものであります。</p>
議 長	<p>廃止をするのではなく、都市計画道路としてきちんと位置付けておきましょうということですね。そのために、現道に合わせて都市計画道路を変更することでご理解いただければと思います。</p>
委 員	<p>ありがとうございます。</p>
議 長	<p>他、いかがでしょうか。</p>
委 員	<p>2点質問があります。 1点目、議1-1、計画書（案）で、種別のところに幹線街路と書かれていますが、説明にありましたように、道路構造令の道路の区分を第4種から第3種に変えるということは理解できるのですが、幹線街路という言葉は、私の知る限りでは道路構造令には使われていないかと思ひますので、用語の使い方は大丈夫なのかという確認が1点目です。 2点目は、道路の区分の変更というのは大きな変更だと思うのですが、説明の中では、幅員構成で歩道をつけないということも可能だということでした。4種都市部から、人の少ない3種地方部を対象にした道路に位置付けを変えるということで、幅員を18mから歩道がなしの9mにするという説明だったのですが、当初幅員18mの時は片側2車線の車道と歩道があったという状況から、2車線にするのであれば、設計交通容量や計画交通量の関係は大丈夫なんでしょうか。車線を減らすということも含めて、確認が取れているのでしょうか。その辺りの追加説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1点目のご質問につきまして、街路の種別でございますが、都市計画道路の計画書におきまして、道路構造令上の3種であっても4種であっても幹線街路とな</p>

	ります。
委員	道路構造令には、幹線街路という言葉はないですね。
事務局	道路構造令にはございません。
委員	種別というのが理解できないのですが、道路の区分が4種から3種になっているということは、この計画書では分からないということになります。
事務局	3種であっても、都市計画道路の場合は、交通機能から自動車専用道路、幹線街路、区画街路、特殊街路に区分されます。今回、道路構造令上の区分は街路ではございませんが、都市計画道路の種別としましては、幹線街路ということになります。
委員	道路構造令の種別は使わず、都市計画の種別を使っているということでしょうか。
事務局	はい、そうです。
	2点目の幅員の当初と変更の差につきまして、まず車線につきましては、当初と変更予定車線は同じ2車線になります。当初幅員は歩道が4.5m、停車帯が1.5mになっており、全幅は18mという横断面構成になっておりますが、その中の歩道部分4.5mが変更減となっております。したがって、幅員が18mから9mに変更になっております。
委員	変更前後で、車線の数については変わっていないということですね。今回、計画交通量や設計交通量については確認をしていますか。
事務局	設計交通量は当初4種2級9,000台でした。今回3種3級になりますが、道路網見直しの令和12年(平成42年)推計から得られた7,700台で計画した場合の区分が3種3級ということになります。従いまして、4種から3種に変わりましたが、交通量も含めて構造を検討した結果が現道に打ち換えが可能であったということでございます。
委員	土地利用の関係で周辺の状況が変わったので、この道路の持っている位置付けが変わってきたということが変更の理由であるというご説明だったのですが、道路構造的な変化で、歩道をつけるかどうか、あるいは車の交通量が計画当初とは変わってきたとか、そのような直接的な変化があって道路の構造を変えていくというのは普通だと思うのですが、土地利用の変化と連動して、歩行者や車の交通量の将来設計値の変化についてのご検討はされたのでしょうか。
事務局	まず、4種と3種の道路の違いは、都市部の場合は4種、地方部の場合は3種となっております。この都市部と地方部をどのように捉えていくかということになるかと思うのですが、石道上野線の当初決定時は、市としては市街地を広げていく方向で考えておりましたが、現時点におきましては市街地を広げていくのではなく、市街化調整区域のままのような土地利用を考えていくかというように考え方が変わってきたということ、理由書に記載させていただきました。そして、市街化調整区域は4種の都市部ではなく3種の地方部ということで整理して

	<p>います。</p> <p>交通量につきましては、当初計画の9,000台から現状7,700台ということで、7,700台をベースに3種の道路構造を考えさせていただいた結果、現状の道路への都市計画道路の打ち換えが可能であったということでございます。</p>
委員	<p>理由書を読んだだけでは、理解ができなかなのですが、丁寧なご説明で分かりました。ありがとうございました。</p>
議長	<p>非常に重要なポイントをご指摘いただいたと思っております。4.5m幅員のゆったりとした歩道をとっていた部分を今回の変更でなくしている訳ですから、それをきちんと論理的に説明する必要があります。この周辺は、当初、市街化区域になり、歩行者が発生することを想定していたのですが、市街化調整区域のままほとんど歩行者が通らない場所になりますので、周辺がこのまま市街化調整区域であれば歩道がなくても大丈夫であろうという想定だと思っておりますので、その辺りをきちんとご説明いただき納得できたかと思っております。</p> <p>他、いかがでしょうか。</p> <p>ご質問はいただきましたが、ご異議はないということで、議案第1号「阪神間都市計画道路の変更について」は原案通り承認ということでよろしいでしょうか。</p> <p>(全員異議なしの「○」の掲示)</p>
議長	<p>異議なしということで、原案通り承認させていただきます。それでは、答申書の方を事務局より説明させていただきます。</p>
事務局	<p>ご承認いただけたということで、画面に表示している答申書をもって、令和2年9月17日付けで原案通り可決されましてと答申させていただきます。</p> <p>先程、説明しました通り、猪名川町と同日の告示とさせていただきたいと思っておりますので、10月以降の告示になると思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、その他報告事項に移りたいと思っております。</p> <p>まずは、清和台地区地区計画の変更について、素案の事前説明ということで事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>事務局 報告</p> <p>「清和台地区地区計画の変更について(素案の事前説明)」</p>
議長	<p>只今の説明内容につきまして、ご意見ご質問はございますか。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>今後の都市計画審議会で、諮問、答申をさせていただきたいと思っております。</p> <p>続きまして、中央地区地区計画の変更につきまして、事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>事務局 報告 「中央地区地区計画の変更について（素案の事前説明）」</p>
議長	<p>只今の説明内容につきまして、ご意見ご質問はございますか。</p> <p>よろしいでしょうか。 これも1月の審議会でお諮りをさせていただきたいと思います。</p> <p>続きまして、黒川地区土地利用計画の策定につきまして、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>事務局 報告 「黒川地区土地利用計画の策定について（第3回事前説明）」</p>
議長	<p>只今の説明内容につきまして、ご意見ご質問はございますか。</p>
委員	<p>実際に用途として使える飲食店や物品店等についても、必ずしもOKという訳ではなく、建築指導課や文化・観光・スポーツ課で審査されるということでしたが、その辺りの細則が施行例といったものは条例と一緒に作られて、令和3年の実施時にはすぐにスタートできるものなのですか。それとも、条例が先にできてからその辺りのことを検討なさるのでしょうか。実際に申請等を出して建築物の用途変更等をされる業者が出た時の対応というのは、どのようなスケジュールで考えておられるのでしょうか。</p>
事務局	<p>条例につきましては、規制緩和の制度が始まる前に本審議会に諮問し、答申をいただく手続きも含めて規定された条例となっております。条例は、9月議会終了後に即日で交付し、施行するということとなります。条例ができた後、土地利用計画の縦覧、意見書の提出の手続きにつきましても、条例の中に規定されておりますので、そのような手続きを踏まえた上で、条例だけ先に運用を開始するということです。</p> <p>ただ、規制緩和につきましては、文化・観光・スポーツ課と連携する基準に関しては、条例施行後にはなりますが策定し、規制緩和の運用を開始する令和3年4月までには基準について、ホームページでの掲載やパンフレット等を作成して、公開していくことを現在予定しております。</p>
委員	<p>承知しました。ありがとうございます。</p>
議長	<p>他、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>当初の土地利用計画の説明では、サステナブル（持続可能）な地域の雇用や、地域を支える産業を維持していくための土地利用の規制緩和から始めようということで、その後、方策等、色々な形でまちづくりをしていくのだという位置付けがあるのは理解しているのですが、その次の展開になる部分はどのようなことを考えられているのでしょうか。別のプログラムであるとか、地区整備計画であるとか、そういうところをどのような方向性で考えているのかが説明されていないような気がします。ここまで順調にできたとして、この後、どうなるのかと思っています。この後は、誰も分からないというような話になってしまいそうな部分があるので、特に資料2で出てきているような、これからの展開方策に対応する計</p>

<p>議 長</p>	<p>画作りであるとか、議論とか、或いはそれを推進するための検討の在り方ですか、次の都計審で議論する時に少し準備が必要なのではないかと思うのですが、その点につきましてはいかがでしょうか。</p> <p>土地利用計画を作り、規制緩和をただけでは物事は動かないので、実際に誰がどのような形でアクションを取って実現していくのか、その辺りのもう少し具体策があれば教えていただきたいというご質問だと思います。</p> <p>もう既に黒川地区でそのような動きがあって、それをきちんと法律的に位置付けるために、この特別指定地区の区域指定の計画作りがあるとすれば、そのような情報も教えていただければより具体的になっていくと思います。さらに、個別の動きではなくて、この地域のまちづくり協議会等がどのような形で地域活性化を具体的に進めていくのかというプロセスや仕組みをきちんとご説明してくださいということかと思いますが、現状で分かっている範囲で追加説明をいただければと思いますし、また次の審議会での説明でも結構でございますがいかがでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>今回の土地利用の規制緩和につきましては、緩和の検討にあたり、地元と複数回の協議を重ねてきております。その中で、一定のニーズがあり、土地利用規制の緩和を望まれている方が複数いらっしゃることを確認しておりますので、その中で規制の緩和を進めていきたいと考えております。</p> <p>また、今後の話につきましては、現段階においては、地元としてもまだ方向性が見えていないということがあります。ただ、地元としては、一定、里山景観を守りたいという思いもありますので、まず第1段階目として現在既に土地利用がされている場所での規制緩和を始めていくということで、今回の規制緩和を行っていきたいと考えております。その中で地元のどうしていきたいかという方向性の議論が深まってきた時には、今回の土地利用計画に関しましても、一度作ったら終わりというのではなく、社会情勢の変化に対応をしたり、上位計画の見直しのタイミングに合わせた見直し等の検討も想定しておりますので、そのようなことで地元が望む方向性に合わせて計画も必要であれば変えていくことを考えております。</p>
<p>委 員</p>	<p>例えば大都市で行われているエリアマネジメントという形があり、地権者を中心として、自らがまちづくり会社のようなものを作っていくという手法があります。都心部のターミナルの近くでありますと、人を集客するようなまちづくりをしていきますが、その時に色々な規制緩和が必要で、特に公共空間をより魅力的にするために、従来のように公的機関が全て行っていくような計画ではなく、民間のまちづくり会社がこれらを担っていくというものがあり、それができるような立法化も必要になりますので、それを先行させながら新しいタイプのまちづくりをやっているというところもあります。</p> <p>このような里山においては、市街化調整区域であるために開発行為とは縁がなかったのですが、雇用の維持という地域のニーズが高まってきたために、規制緩和をしながら起爆剤にしていこうという考え方は共通する部分があるのですが、地域の方々だけのニーズで後追的に地域の環境条件を整えるというだけの土地利用の規制緩和では、実際に人が集まるとか、関係人口という形で地域外の人達がその地域に関わっていくというような展開は、簡単にはできません。規制緩和と同時に、より魅力的なプログラムを今から考えておかないといけないと思いますので、ぜひ、そのようなところも検討に着手するような計画であっていただきたいと思います。</p>

<p>議 長</p>	<p>今のご指摘を受けて私の方からもお願いしたいのですが、この話は建築指導から都市計画サイドに渡っておりますが、今まで建築指導や都市計画というのは乱開発を防ぐためにどちらかという民間の動きにブレーキをかける方で動いてきたのですが、これから人口減少の時代に入った時にはアクセルを踏まなくてはなりません。ところが、アクセルを踏むということを今まで行政はやってこなかったもので、苦手なところがあります。まちづくりについては、地元が主体的に動いて活性化していくというのが本来の姿なのですが、一方でそれを応援する行政の体制があると、地元もより動きやすくなると思います。そういう意味で、今後、共に活性化に向けて歩んでくださる行政の体制が、文化・観光・スポーツ課になるのか分かりませんが、その辺りの支援体制もしっかりして欲しいとお願いします。</p> <p>他、いかがでしょうか。</p> <p>うまくいけば、全国のモデル事例としてできそうな気がしております。今、全国各地で、特に兵庫県が多いのですが、特別指定区域の中で、様々な地域活性化が試みられていますけれども、それに新しいタイプを投げかけていく訳ですので、そういう意味ではぜひとも成功に向かって進んでいただきたいと期待をしております。</p> <p>これもまた、後程の審議会で議論させていただけたらと思います。</p> <p>それでは、予定しておりました案件は以上となりますが、その他よろしいでしょうか。</p>
<p>司 会</p>	<p>初めてのオンライン会議となりましたが、皆様方のご協力をいただきまして無事に終了することができました。ありがとうございました。</p> <p>これで令和2年度第2回都市計画審議会を終了させていただきます。</p>